

農業経営基盤強化促進基本構想

令和 5 年 9 月

大阪府四條畷市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	四條畷市農業の現状及び見通し	1
2	農業経営基盤強化促進事業の推進方針.....	1
3	育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標	2
4	新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）の育成・確保に関する目標	2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標.....	4
1	営農類型ごとの経営規模の指標	4
2	生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標.....	4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）が目標とすべき農業経営の指標.....	5
第4	第2及び第3に掲げる事業のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	5
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方.....	5
2	本市が主体的に行う取組	6
3	関係機関との連携・役割分担の考え方.....	6
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供.....	7
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....	7
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	8
1	法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項.....	8
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項.....	9
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	12
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項.....	12
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項.....	13
第7	農地中間管理機構が行う特別事業に関する事項	13
第8	その他.....	14

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 四條畷市農業の現状及び見通し

本市は、大阪府の北東部に位置し、その立地条件を生かして水稻を主体とする農業生産を展開してきた。とりわけ東部地域では、近年減農薬栽培の水稻、野菜の栽培を行っており、今後はそれらの生産量の増加、品目の拡大及び販路の確保を目標とする。

本市の農業構造については、市域の西部では市街地を形成し、中部には北生駒山地、東部に肥沃な田園地帯が広がるという立地特性を持ち、西部については古くは田園地帯であったが、明治20年代に鉄道駅ができたことから市街地化が次第に進行し、昭和30年代になると市内農家は兼業農家がほとんどの割合を占めるようになった。

近年においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化した農地が増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも支障を及ぼすおそれがある。また、機械の更新や世代交代を機に農地の転用が進みつつある。

このようななか、東部地域が令和4年2月に農業振興地域に指定され、また下田原地区においてはほ場整備事業の事業化に向けた取組みが進められている。令和5年2月には四條畷農業振興地域整備計画を策定し、一部地域を農用地に指定した。今後、地域農業の将来像を地元とともに考えながら、保全すべき農用地として必要な施策を検討する。

2 農業経営基盤強化促進事業の推進方針

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを趣旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展に取り組むにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業や「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成20年4月施行。以下「府条例」という。）に基づく「農空間保全地域制度」その他の措置を総合的に推進する。

これらの事業の推進は、農業委員会、大阪府、大阪東部農業協同組合等が相互に十分な連携を取りつつ濃密な指導を行うとともに、地域の農業者が各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、意欲的な農業者等に対しては、農空間保全委員会による関係機関との情報共有や農業委員等などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者が適切に結びつくように誘導する。

近年増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図ることができる農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図ることができる農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等が主となっており、効率的、安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている地域においては、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるにあたっては認定農業者の経営改善に資するよう、農業者の育成と、

農用地の利用集積の方向性を具体的に示すよう指導を行う。また、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、大阪東部農業協同組合との連携により、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、大阪府と連携し、品種や栽培方法の改善等による高収益化や新規作目の導入を推進する。なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、土地持ち非農家等との間で地域コミュニティによる補助労働力の提供といった協力関係によって、地域資源の維持管理、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも、法およびその他の諸施策に基づく意義について理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

本市において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を、大阪東部農業協同組合及び大阪府と連携して実施する。特に、味噌用大豆等を栽培している田原地区においては、新品種の導入や栽培方法の改良等による良品生産をめざすとともに、大阪エコ農産物認証制度の積極的な推進及び普及に努める。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と計画更新の指導等を重点的に行う。

3 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、法第12条第1項の規定による認定農業者を認定し、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、大阪府農業経営基盤強化促進基本方針（令和5年6月30日改正。以下「基本方針」とする。）で掲げられている年間農業所得（主たる従事者1人当たり600万円以上）、年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間）を踏まえ、本市では、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり600万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の過去3年間における新規就農者は2人となっており、従来からの基幹作物である水稲の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担

い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

基本方針に基づき、国版認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、府条例に基づく大阪版認定農業者等を合わせて約3,100件確保・育成すること及び本市の過去3年間の新規就農者の人数を踏まえ、本市においては5年間で2人の当該青年等の確保を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談のあった者を就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会による紹介、技術・経営面については大阪府、大阪東部農業協同組合等と連携して指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3で記したような目標を達成可能するための効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市及び基本構想で掲げられている類型を踏まえ、本市における主要な営農類型について示すと、次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模の指標

[個別経営体]

No.	営農類型	規模実面積 (ha)		内容	労働力 (時間)	所得 (万円)	備考
		露地	施設				
1	野菜+水稲Ⅰ	2.1	2.1	冬キャベツ 80a (1~3月どり) ねぎ周年 50a ほうれんそう 40a 水稲 130a	(主)2,000 (補)4,000 (雇)1,900 (計)7,900	650 [1,050]	
2	野菜+水稲Ⅱ	5.0	5.0	冬キャベツ 400a (1~3月どり) さといも 100a 水稲 150a	(主)2,000 (補)4,000 (雇)700 (計)6,700	600 [1,000]	キャベツ 200a は借地にて作付け。 標準小作料は 20,000円/10a
3	環境保全型農業	0.6	0.3	0.3 環境保全型農業 トマト(半促成) 30a こまつな 60a ほうれんそう 30a 水稲 30a	(主)2,000 (補)4,000 (雇)900 (計)6,900	640 [1,040]	生物農業 寒冷紗被覆 有機質資材 近紫外線カット フィルム

(注1) 所得の項目において[]の数字においては、補助労働を含めた農家所得の合計である。

(注2) 労働力は家族労働として主たる経営者1人と専従者2人を想定した。専従者は一人当たり年間2,000時間を上限とする労働とし、それ以外に労働力が必要なときは雇用労働力で確保した。時期・季節の伴う労働力の調整については、特に配慮していない。

[組織経営体営農類型]

No.	営農類型	規模実面積 (ha)		内容	労働力 (人)	所得 (万円)	備考
		露地	施設				
1	施設栽培	1.0	1.0	サラダ菜 500a 青梗菜 500a	構成員 3 (主) 1 (補) 2 [(雇) 10]	1,000	

(注1) 所得には構成員賃金及び雇用労賃を含んでいる。

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標

(1) 生産様式

① 水稲

高品質米生産を進めるため、適正品種の選定と品種にあった栽培技術の普及を推進するとともに、収益向上のため直売所での販売に適した減農薬・減化学肥料の特別栽培米の普及に努め、資材等の経費削減と環境にやさしい栽培の定着を図る。

② 野菜

都市立地の優位性を活かし、単位面積当たりの収益性が高く、周年生産が可能な品目、

あるいは周年生産の構成品目として優れた品目の導入を図るとともに、高付加価値化と消費者ニーズに応えるため、減農薬・減化学肥料の特別栽培野菜の普及に努める。

③ 花き

安定的に出荷できるように消費者ニーズに対応した品種の選定及び栽培技術の普及を推進するとともに、フェロモン剤等の利用による薬剤散布の低減等、環境保全型農業の推進に向けた栽培技術体系を確立する。

④ 大阪エコ農産物認証制度に基づく農産物生産

農薬や化学肥料の使用を削減し、環境にやさしい農産物の栽培を目指した「大阪エコ農産物認証制度」の普及に努め、多様化した消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

(2) 経営管理の方法

経営の体質強化を図るため、簿記記帳や納税の青色申告の導入等により経営管理能力の向上を図りつつ、一定要件を備えた経営体には法人化も視野に入れるなど、多角的に経営の合理化、健全化を図る。

(3) 農業従事の態様

他産業並の労働時間を実現するため、大阪東部農業協同組合への受委託等による農作業環境の一層の改善による休日制の導入や、給料制の導入等労働条件の改善を進めるとともに、容易に雇用確保できる体制の整備を支援する。また、農作業の安全性を確保するため、農業機械の安全使用講習会や農薬の適正使用に関する講習会の開催等啓発活動に努める。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）が目標とすべき農業経営の指標

本構想第1の3が基本方針に基づいていることを踏まえ、新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第1の3に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間程度とする。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得250万円程度とし、労働時間を1,600時間程度とする。なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本構想第2の1に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とする。

第1の4で掲げる目標達成を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標（生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標）は、本構想第2で定めるものと同様である。

ただし、経営開始当初は、農用地の段階的取得や農業用機械の共同利用等により、経営安定に向けた取組をすすめることが望ましい。

第4 第2及び第3に掲げる事業のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営

を育成するため、生産方式の効率化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、大阪府、大阪東部農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、第1の4(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成し、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、大阪府、大阪東部農業協同組合、市内の農業法人等と連携し、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地の取得等の受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の案内、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による給料制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備等の支援を行う。就学前の学生等対しては、生産者との交流の場を設ける、農業体験ができる等農業に関する知見を広められるようにすることにより、農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組みを実施する。

2 本市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業委員会、大阪府、大阪東部農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供等の必要なサポートを行う。

また、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。加えて、商工会等とも連携して、市内直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして生産物の販路の確保支援を行い、出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や大阪府による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、農業委員会、大阪府、大阪東部農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、農用地のあっせん等就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校は、就農に向けた情報提供及び就農相談を受けたい者に対して、営農技術及び経営ノウハウ等についての学びの場の提供を行う。
- (2) 大阪府農業会議、農地中間管理機構(一般財団法人大阪府みどり公社)、農業委員会は、

新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(3) 地域計画の作成区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、大阪東部農業協同組合と連携して、就農受入体制、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、大阪府へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、大阪東部農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市内において後継者がいない場合は、大阪府等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業委員会、大阪府、農地中間管理機構と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本構想第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者（農業経営体）を含めた府条例に基づく大阪版認定農業者及び新規就農者、法人、新たに農業経営を営もうとする青年等（以下、「認定農業者等」という。）が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○認定農業者等に対する農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

面積のシェア 5%

なお、面的集積についての目標については、農地中間管理機構と協力し、農用地の利用集積における面的集積の割合を上げていくことを目標とする
--

(注1)「認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

(注2) 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の西部では明治20年代に鉄道駅ができたことから市街地化が次第に進行し、昭和30年代になると市内農家は兼業農家がほとんどの割合を占めるようになった。また、東部では現在でも集落で農業が盛んに行われているが農業者の高齢化が進み、機械の更新や世代交代を機に農地の流動化が進みつつある。農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、

農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化した農地が近年増加傾向にある。

(2) 今後の農用地利用等の見通し

本市では、中央部に生駒山系が縦断していることから面的な集積が難しいが、分散した状態での農地のままでは担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じる可能性が高い。また、今後10年で離農等によりある程度の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ山間部を始め市域全体で遊休農地化が進行し、本市の農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

なお、下田原地域においては、ほ場整備の事業化により農地の区画の整形・大規模化を図り、担い手の効率的な農用地利用を推進する。

(3) 認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の望ましい農用地利用ビジョン

農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持・確保する。

また、平坦部の多い西部地区においては、各農業者及び団体が一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進め、東部の田原地区においては、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成するとともに、次世代に引き継ぐことを基本としながら農地の効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農用地の円滑な利用集積を推進する。

(4) 将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

農用地の持続的な利活用を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者、集落営農組織、法人、認定新規就農者等の効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ 農地中間管理事業の活用による①及び②に対する農地の面的集積の促進
- ④ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- ⑤ 園芸作物の振興及び地産地消の推進
- ⑥ 地域計画の策定と定期的な見直し

なお、これらの施策の円滑な推進のため農空間保全委員会の活用による関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、農業委員会、大阪府、大阪東部農業協同組合等による指導体制の整備を行う。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、大阪府が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第2章の第2「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向と整合を図りつつ、本市農業の地域特性、即ち、農業従事者の高齢化や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、本市職員、農業委員、大阪東部農業協同組合、農地中間管理機構、四條畷市上田原土地改良区、四條畷市下田原土地改良区、大阪府、その他の関係者とし、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。なお、協議事項に係る問い合わせへの対応窓口を本市の農政担当課に設置する。農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、様々な取り組みを行っても、農用地として維持することが困難な場合については、活性化計画の策定を検討する。

本市は、地域計画の策定にあたって、農業委員会、大阪府、大阪東部農業協同組合、農地中間管理機構等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的な活動をするため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を支援する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、集落を単位として区域を決定するものとする。ただし、特別な事情により、集落を単位として区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限りにおいて、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)に規定する区域内において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ (4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
- ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示、インターネットの利用等により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積等を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
- エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、

次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定を行いたい等旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること等が確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、本市の認定を受けるものとする。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を本市に届け出るものとする。
- ③ 本市は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定又は農作業の委託等を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる

農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定又は農作業の委託等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、大阪府、大阪東部農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であることから、以下の取組を推進する。

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 大阪東部農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農業者団体の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託の推進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- ⑦ 農業支援サービス事業者等による農作業受託料金の情報提供の推進
- ⑧ 地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

大阪東部農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地中間管理機構との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとも

に、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 本市は、安全・安心な農産物を消費者に提供するため、大阪府と連携し、エコ農産物（水稲、味噌用大豆等）の生産農家の育成及び支援に努めるものとする。
- ② 本市は、生産組織の育成及びその活動の助長並びに農業後継者対策として、大阪府と連携し、育成・研修受講に必要な支援・指導等を積極的に行う。
- ③ 本市は、地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図るものとする。転作を契機とした地域の土地利用の見通しを通じて、農用地の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。
- ④ 本市は、農用地の高度利用を図るため、農業委員会、大阪府、大阪東部農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、農用地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進する。
- ⑤ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、大阪府、大阪東部農業協同組合その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2及び第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、大阪東部農業協同組合と協力し、農業経営基盤強化の円滑な実施に努めるものとする。

第7 農地中間管理機構が行う特別事業に関する事項

- 1 本市は、市の全域又は一部を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

- 2 本市、農業委員会、大阪東部農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成21年12月2日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。